



第4号様式

流情改第35号
令和4年3月1日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年2月17日付け、流監第119号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和4年2月17日・流監第119号	
監査の種別		定期監査・行政監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
総合政策部情報政策・改革改善課	指摘	公用の外部記録媒体の管理について、登録申請書記載の情報と登録状況、各課での使用状況とにそごが生じていた。情報セキュリティ対策の所管課として全庁的に現状を把握し、実態と登録状況とが合致するよう整理されたい。	公用の外部記録媒体の管理方法を見直し、すべての外部記録媒体の棚卸を行ったうえで、必要な外部記録媒体を改めて登録しなおし、この一覧をベースに加除することで実態と登録状況が合致する運用をすることとした。
総合政策部情報政策・改革改善課	意見	公用の外部記録媒体について、実態と登録状況のそごや、廃止届の提出後も廃棄処理が行われず媒体を保有している状況がみられたことから、再度の登録申請の際も登録状況との付け合わせを行うとともに、廃棄状況についても確認するようチェック体制を構築し、適切な管理について各課へ指導されたい。	上記の見直しにより、廃止漏れの外部記録媒体がないようにするとともに、廃棄の登録時には、記憶媒体破棄管理要領に基づき適切に廃棄されているか確認することとした。
総合政策部情報政策・改革改善課	意見	情報セキュリティ対策に関連し制定されている要領等の一部について、現状とそごが生じていたため、改定等の手続きを検討するとともに、定期的な見直しを行うよう要望する。	情報セキュリティ対策関連要領等について、体系的に一覧表を整理したうえで、年に一度定期的に見直しを行うこととした。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。